

議案第 56 号

議決第 号

始良市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日

始良市長 湯元 敏浩

始良市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

始良市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成22年始良市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 始良市保健センター
- (2) 位置 始良市西餅田3311番地1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。